特集 「国際学部の SDGs の取り組み」

平和と公正な社会(SDG16)の実現を目指して

一野口元郎国際司法協力担当大使と宇都宮大学国際学部生による座談会一

藤井広重

座談会参加者: 宇都宮大学国際学部国際学科3年 井手之上健太、福原玲於茄、横山友輝

概要

2019年11月15日(金曜日)18:00から約1時間程度、野口元郎国際司法協力担当大使(以下:野口大使)と宇都宮大学国際学部に在籍する3名の学生による座談会が開催された。座談会では、今夏に藤井研究室がオランダでのゼミ合宿にて訪問したICC(International Criminal Court:国際刑事裁判所)の話から、国際的なキャリア形成に関わるものまで多岐にわたった。野口大使は、これまでのご経験から、丁寧に学生からの質問に回答してくださった。短い時間ではあったが、学生にとっては非常に有意義な時間となった。

以下が、座談会の内容である。

藤井

では、まずは学生の方から1人ずつ自己紹介 をさせていただきたいと思います。

構山

私、国際学部3年の横山友輝と申します。先ほどはご講演では質問にお答え頂き、ありがとうございました。今、藤井先生のゼミでゼミ長をしておりまして、僕自身の興味分野としては、地域的な国際機構とその平和構築の形、例えばAU(アフリカ連合)によるピースキーピングの分野に興味があって、来年4年生で卒論を書くのですが、その内容で書いていこうと考えています。本日はよろしくお願いいたします。

井手之 ト

私は横山と同じく藤井先生のゼミ生の3年井 手之上健太と申します。興味分野としては、私 は越境犯罪や組織犯罪に興味がありまして、中 でも特に密猟問題、アフリカの象牙であったり とかサイの毛皮であったりとか、そういうのが 需要のある中国などに流れていくというのが違 法な組織の資金源になってしまっているという 悪循環について、興味を持って勉強しておりま す。本日は、よろしくお願いいたします。

福原

福原玲於茄と申します。興味分野といたしましては、紛争後の被害者支援に関心を持っております。今後の卒論テーマとして、ICCの被害者信託基金とECCC(カンボジア特別法廷)の被害者支援の役割の比較等をしながら現在のICCの被害者支援の在り方について考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。



藤井

それでは福原さん、野口大使に伺ってみたい

ことはありますか?

福原

本日はありがとうございました。私自身、ICCや被害者信託基金に携われるようなキャリア形成をしていきたいと考えているのですけれども、学生のときに何を意識して、どのようなキャリアを形成していけば良いのか、アドバイスをいただきたいです。

野口大使

そうですね。まず、サブスタンスに関して は、専門性がいるわけです。それは、必ずし もLawでなくても良いのですが。被害者信託基 金の場合で言えば、総務系統の職員は別とし て、プロフェッショナルスタッフとして中身を やっている人の専門性でいうとやはり、国際関 係のようなものか、Lawかどっちかでしょうか ね。先ほどの講演会でも少し言いましたが、 最初はなるべくインターンなどで入っていく のがよい。逆の言い方をすると、いきなり正 規職員として入るのはものすごくハードルが 高いです。例えば、被害者信託基金のvacancy announcement をP3のリーガルオフィサー対象 に出すと、応募が200通程度来ます。そのうち 100通くらいは、現職の他の国際刑事法廷の職 員です。そういう人達の中から、まずは10人 ショートリストに残す。その時に、雇う側から 言うと、「英語しかできない人は雇いたくな い」というようなことになるので、非常にハー ドルが高いですよね。英仏のバイリンガルはい くらでもいますから。だから、そこでいきなり 勝負するとなかなか勝ち目がないというところ があるので、やはりインターンとか、JPO(外 務省が実施している若手の国際機関派遣制度) とか、そういうところから入っていく。JPOは 政府のサポートがある状態で入っていって、正 規ポストにつなげるといったような形です。

それから、藤井さんのパートナーのように、 国際的なNGOで現場でのキャリアを積むとい うのも1つの選択肢になり得ると思います。た だ、国際機関の中でも国際刑事司法というの は、さらに何百分の一という狭いエリアですか ら、ここだけに絞ってしまうと、就職の可能性 というのはおぼつかなくなるので、やはり、も う少し広げる。だから、専門性にもよりますけ ども、いろんな国際機関のいろんなポストに応 募可能なような、ある程度広いターゲッテッド エリアを持ちつつ進めて行かないと、国際刑事 裁判だけでやっていこうとすると、なかなか就 職が難しいし、いったん就職しても、そのポス トを必ずしも維持できない、もしくはポストが いつまでもないという事がありますから、ここ は、難しいところです。これを言い過ぎてしま うと、「広く浅く」みたいなことになって、先 ほど言った、専門性がなければならないことと 矛盾してしまうわけですが。

日本人が陥りやすい誤解として、「国際協力 が専門です」という方がおられますが、これは 専門分野ではないですね。国際協力というのは アクティビティの性質であって、その国際協力 をするために、あなたはどの分野のエキスパー トとしてそのチームに入るのですか、というこ とを専門性と言っているわけです。Lawyerとし てなのか、Financial Specialist、Economist とし てなのか、テクノロジーの専門家としてか、 Accountantとしてかといった、そういう専門性 の問題であす。「国際協力が専門です」という のは、「文学部です」と言うのと同じで、国際 機関向けには、それはexpertise と見なされない という所があります。これは、日本人にとって は、ベストな解がない問題で、鶏と卵なんです よ。日本人はいったん国際機関に入って、そこ で仕事をするようになれば、一般に優秀でまじ めだから、続くのです。そして、評価も高いの です。でも、なかなかその土俵に乗れない。な

ぜかというと、経験がないから。経験がないから土俵に乗れない。土俵に乗れないから経験が積めないという悪循環というか。だから1回どっかで、何かのチャンスで中に入らなきゃいけない。それが、やはりインターンとか、JPOとかですね。

JPOも今はかなり厳しいです。選ばれるためにはいろんな分野の人と競争しなきゃいけないからね。

だから、ICCとかに絞らずに、国連のUNDP(国際連合開発計画)、UNICEF(国際連合児童基金)、UNHCR(国際連合難民高等弁務官事務所)、OHCHR(国際連合人権高等弁務官事務所)とか、人権や開発系統の国連機関と国際刑事裁判所みたいなものは1つの共通項と言って良いかな。それから、人権NGOみたいなものも、そのグループに入るかもしれない。そんな所でしょうかね。

福原

ありがとうございます。今、国連機関のインターンに応募しておりまして、まだ結果は分からないのですけれども、今のお話を伺って、先を見据えて色々な所に応募していって、最終的に、ICC等に携われれば良いなと、視野を広く持つことができました。ありがとうございました。



井手之上

福原からのキャリアの話とはまた少し変わる のですが、私からは、ICCに関して質問させて

ください。本日の野口大使の講演の中でもあり ましたように、ICCは扱ってきた件数の中で無 罪になった判決も多いです。私たちが、今年の 夏休みに合宿でICCを訪問させていただいた際 に、法務省から出向していた方からも話を伺う 機会があり、その方もICCの無罪判決が多いこ とを指摘されていらっしゃいました。私が自分 なりにその理由を考えてみたところ、事項的管 轄権を証明することが検察にとって困難である こともあるとは思いますが、ICCに関する論文 を色々読んでいる中で、よく著者の最後の結び の中で、これから判例がたまっていくことで ICCのことがもっとわかってくるであろうとい う結びを見かけることがあります。まだ設立か ら20年ちょっとしか経っていないこともあるの で、ICCの判決の蓄積も判決の結果に少なから ず影響があるのかなというのも疑問に持ちまし た。よく現段階では、ICTY(旧ユーゴスラビ ア国際刑事法廷) とかアドホックな裁判所の判 決を踏襲している点もあると思いますが、や はり細々な概念の部分では、解釈がICCとその 他の刑事裁判所では異なるため、完全に踏襲は できないので、ICC独自の判決の蓄積というの が、少なからず有罪判決を増やすことに貢献す るためには重要であるのでしょうか。ICCは有 罪判決を出すことが必ずしも目的ではないとは 思いますが、国際法廷の裁判官として実際の事 例にも携われた野口大使のご意見をお伺いでき ればと思います。

野口大使

最近の重大事件で無罪が続いているのは、そういうレベルの問題ではなく、検察が立証できていない、または証拠が無くなったという事例が大半だと思います。純粋に法的な問題で、控訴審でひっくり返ったのは、例えば、執行猶予がつけられるかどうかという条文に書いてない問題で、付けられるって言っていたのが、上で

ひっくり返ってダメですってことになった。こ ういうのは要するに、いかにローマ規程やその 下部規則が雑であったかという話ですが、加盟 国が問題にしているのはそういうことではなく て、検察がちゃんと証拠を集めて立証できてい ないのではないかと。これは、無罪になった理 由を見ると、多くがそのパターンなんです。判 決で、検察に対しかなり批判的に書かれている のも見受けられます。それから、無罪にはなっ てないけども、no case to answerと言って、検察 の立証が終了した時点で、弁護側の反証を待つ までもなく立証不十分というのも出てきていま す。ケニアの事件では検察側が公訴を取り下げ るところまで追い込まれた、つまり、お手上げ ということになった。ケニアの事件はケニアが 国家を挙げて対抗したという特殊な事情がある ため、検察を一方的に責めるのはどうかと思う が、ベンバとか最近無罪になった事件の多く は、まともな立証をしていないのではないかと いう疑いの目で加盟国などから見られていま す。検察側が出している証拠の中には、メディ アが出したものや伝聞証拠など、捜査の端緒に はなるとは思うが、日本の刑事裁判であれば証 拠として出すにはなじまない、あるいはそのま ま証拠としては使えないというものが相当あ る。もちろんそれだけではない、もっときちん とした証拠がありますという主張が検察から あって、待ってはみたものの、結局それしか出 てこないというパターンがあります。

なかなか検証は難しいけれども、判事の中でも検察に対し厳しい見方をする人も少なくありません。そういうこともあって次期検察官への期待は膨らむ一方なわけですね。ICCは初期の段階でシチュエーションという形で事件を扱うわけですが、要は山ですよね。一山。ICTYで言えば、ICTYごと1つのシチュエーションみたいな話です。そういう形で逮捕状を出すから、日本で言う訴因、公訴事実みたいなのはど

うなっているのか、かなり最後まで分からない。分からないだけならまだいいが、検察官が捜査するとき、どれだけ訴因を意識して進めることができるのかが重要で、最近加盟国からも注目されている。だから、もちろん判例が蓄積されていないとか、ローマ規程そのものに曖昧な面があるとかいう部分もあるとは思うが、それは最近のトラジディーの主たる原因ではないと思います。

井手之 ト

立証するため証拠の不十分さが続く限りは、 いくら判例が蓄積しようが、現状はあまり変わ ることは考えられないということですか。

野口大使

判例とか先例はそんな簡単に積み重なるも のではないし、だいたい無罪ばかり出してい たら蓄積されない。それで、再来週12月のASP (Assembly of States Partiesの略でICC締約国会 議)で、日本とイタリアの共催で、今言った話 に関連するサイドイベントをやろうということ になっています。プリナリーセッションの合間 の2時間ぐらいの休み時間に、刑事事件で被告 人の人権を保護しつつ、エフィシェント、エ フェクティブな刑事手続きを進めるには、とい うテーマで、日本とイタリアでね。日本とイタ リアの刑事裁判をどういう風にやっているか、 証拠開示とか、一審の公判準備手続きも含め て、どういう風に証拠を集めて、どういう風に 立証計画を立て、どういう範囲でその立証をし ていくのかというのを紹介しようということに なっています。日本側からは私がスピーカーで 登壇します。なかなかテクニカルな話ですか ら、どれだけの人が来るか分からないけどそれ で、国内刑事裁判ではこういうことをきっちり やっていますよ、ICCにも参考になるところも あるかもしれない、という計画です。

藤井

ちょうどASPがある時期に、彼らは赤十字国際委員会主催の国際人道法の模擬裁判大会に参加する予定になっていまして、おそらく自分たちが今立証しなければいけないことがたくさんあるからこそ学生も興味深いお話だったと思います。

野口大使

何年か前に私も裁判官役をやったんだけど、 だいたいASPの時期にやるんだよ。今年は、決 勝戦はどこでやるの?香港?

藤井

予定は香港でしたね。今年の国内予選の会場 は早稲田大学ですね。

野口大使が模擬裁判の裁判官役をされたとき は、どういった視点から学生のメモリアル(陳 述書)を見ていらっしゃいましたか?

野口大使

私が裁判官役をやった年は、マリのアルマー ディとか、いかにも、ああ、あの事件ねってい う実際に動いている事件が要素として入ってい たため、そういった意味では分かりやすかった んだけど、結構レベルは高いです。当然、論点 を抽出し、それを展開しなければいけない。結 論はどっちでもいいんですよ。結論が間違って いるからバツっていう評価は基本的にしない。 ちゃんと論点を抽出してそれに対してきちんと 法律と事実の当てはめができていて、加えて相 手が言っていることに有効に反論しているかと いうことですから、どっちの結論を取ってもい いわけですが、一般的には正しいほうを取った ほうが反論しやすいというのはあるんですけど ね。あとはやっぱりプレゼンテーションの問題 かな。一番よくないというか損するのは、書い

ているものをひたすら下向いて読み上げること ね。これはプレゼンテーションとしてはもった いない。当然全部暗記して空で言うっていうの は無理だから書いているものは持って行かな きゃいけないんだけど、30秒に1回ぐらい上向 いて会場を見渡すようなことをすれば、裁判官 に話しかけているように見えるわけですけど、 ひたすら下を向いて話していると損する。た だ、これには練習が必要で、5回ぐらい声に出 して読んで、このラインは顔上げていても読 めるという決まり文句みたいなところで顔を 上げるんです。だから、私は毎年ASPの初日の オープニングセッションでTFV理事長としての スピーチを12分くらいやっていたんだけど、そ の間1ページの内何回も顔を上げるためには事 前に5回とか7回とかストップウォッチで時間 測って読んで、それでここからここまでは原稿 を見ないでも読めるというようなところを少し でも増やしておくのね。そうしたら、顔を上げ ていても普通に読める。それで、難しいところ を読むときは下を見るような工夫をする。模擬 裁判の場合は、もっと長いからそう簡単な話で はないですけど、10分くらいのスピーチであれ ばそういうテクニックがある。それから、あん まり早口で読まないこと。聞く方も聞こえない し、聞く方もみんなネイティブスピーカーとい うわけじゃないからね。早く読まれると聞き取 れないという人もいるから。たくさん喋るほう が勝ちというわけでもないよね。



(国際法演習での模擬裁判の様子)

藤井

では次に、横山さんお願いします。

横山

私たちはゼミの中で、アフリカ地域を対象に 考察することがよくあります。実は、去年もシ ンポジウムを開催したときに、文民の保護を テーマに、DRC(コンゴ民主共和国)におい て文民の保護ができていないという現状を指摘 しました。このようにアフリカは今でも紛争を 多く抱えている地域ですが、野口大使のお話の 中に、侵略犯罪について言及されていた部分 があったと思います。侵略犯罪で1つ思い出し た課題として、日本が侵略犯罪の解釈におい て消極解釈、すなわち、侵略される方が8条の bisにオプトインしている状態であれば侵略犯 罪で訴えることができるという積極的な解釈で はなくて、侵略犯罪を行う国が8条bisにオプ トインしていなければいけないというような解 釈をしているという話を聞いて、研究室の中で 議論をしました。その時に、なぜ日本が消極解 釈をするのかという議論になりまして、僕とし ては、例えばアメリカの様子見をしているので は、というところまでしか考察ができなかった のですが、ゼミで話していくうちに、PKO(平 和維持活動)がもしかしたらそのうち侵略犯罪 の対象になる可能性があるというような議論に なりました。この点について少しお伺いしたい なと思ったんですけども、侵略犯罪は現状、 どの程度の国が8条bisにオプトインをしてい て、PKOとのかかわりの中でどのような議論が されているのかなというのがすごく気になりま す。

野口大使

侵略犯罪は非常にテクニカルな話で、私は必ずしも専門ではないんですけど、国際法雑誌に、カンパラ会議の時と去年侵略犯罪が入った

時に、それぞれ、当時の国際法局長が記事を書 いています。それから、大阪大学の真山先生も 書いておられます。それらがすごく詳しいの で、詳細な議論については、それを読めばいい と思いますけれども、積極消極の解釈は基本的 には、さっき私が非常に大雑把に申し上げた、 条約当事国以外にその条約の効力が及ぶべきか どうかという原則論なわけです。理論的には消 極の方が普通なんだろうけれども、それだと元 も子もないみたいな結果になっちゃうので、リ ヒテンシュタインはじめ、侵略犯罪を強力に推 進するグループからは、積極解釈が強く勧めら れてきたという経緯があります。それで、今 PKOの問題まで考えて議論しているかどうかは はっきりしませんけれども、とりあえずPKOに 多くの自国軍人を出しているような国は無関心 ではないということは言える。PKOが訴えられ うるということがどの程度想定されているかは わからないけれども、PKOが攻撃された事件と いうのは実際にあるからね。DRCみたいに戦 えるPKOというのは1つしかないわけで、あと のところは、PKOといえども緩衝地帯で様子見 るだけですが、実際武力衝突に巻き込まれるこ とはあるということで、まったく無関心ではい られないでしょう。ただ、侵略行為の主体は、 あくまでも国で、PKOはそもそも主体にはなら ないわけだから、どういう場面でPKOが被疑者 になりうるかっていうのはもうちょっと検討し ないといけない。今、アフガニスタンなんかで 問題になっているのは侵略犯罪じゃないし、結 論的に言うと、今の形では、侵略犯罪は侵略し た国が同意しなきゃ管轄に入らないわけだか ら、そういう意味であまり実効性は乏しいので はないかという印象はぬぐえないですね。

横山

やはり大多数の意見は、そういう見方をして いるということですか。

野口大使

これは、ある種の政治的ディールというか、 要するに何十年もの間、侵略の定義すらできて いない状況で、侵略犯罪だけが成立するのかと いう問題です。

おととし(2017年12月)のASPでぎりぎりまで議論した挙句、決裂して振出しに戻っちゃうのか、それとも実際に適用される可能性はさておいて、とにかくローマ規程で空欄になっていた侵略犯罪を一応管轄に入れるという妥協をするかというところで、ある種、推進派が追い込まれたと思うんですけど、結局は侵略犯罪を管轄に入れるというところを取った。実際30か国の批准が得られたわけだからそれなりの支持は得られたわけだけど、その実効性についてはまだ不明瞭ですね。

横山

もう1点、侵略犯罪について質問させていただきたいのですが、非国家主体の侵略に関して、ICCがどの程度管轄権を行使できるといいますか、例えばテロ活動のようなものとそれに伴う占領のようなものについてICCがどれほど管轄権を持つのか教えていただきたいです。

野口大使

従来侵略というのは、国が行うものだとされているんだよね。相当大きな非国家主体でも侵略犯罪の主体としては、おそらく今現在は想定されていない。他方で、侵略犯罪みたいなものが起きたときに、人道に対する罪とか、戦争犯罪が成立する可能性はある。戦争犯罪についても、国家主体と非国家主体で条件が違ってくることはありますけど、侵略の主体に非国家機関がなれるのかという問題よりは、戦争犯罪のほうが議論され尽くしているところはある。侵略犯罪というのは敷居が高くて、なかなか適用されないだろうと思うけど、じゃあそういう事案

に何も手が出せないのかというとそれは必ずしもそうではなくて、侵略したことによって、侵略された国の文民が大量にやられて、その部分は戦争犯罪や人道に対する犯罪になると。そして、その国は加盟国ではなかったが安保理が事案をICCに付託したということになれば、ICCが入ってくるわけですから、侵略犯罪をプロパーの問題として切り取って議論する実益がどこまであるのかなっていう気はちょっとします。

構山

ありがとうございます。



藤井

お時間が迫って参りましたので、私の方から 最後に質問をさせてください。今回の対談については、宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏 センターの年報への掲載を予定しております。 本学も多文化共生に力を入れているのですが、 野口大使は国際社会で働かれてきた中で、人種 も宗教も様々なバックグラウンドを持つ人々と 勤務されていらっしゃいました。そこで何かお 感じになられたこと、もしくは、様々な人たち と、ともに働くという視点で若い世代にアドバ イス等ありましたら教えていただきたいです。

野口大使

そうですね。国際機関で働くということは、 やはり日本人にとっては相当ストレスフルなこ

とで、言葉の問題もあるし、それこそ文化の問 題もあるし。私の場合は、いつも喋ってなきゃ いけないことが疲れます。とにかく外国人は日 本人より話好きな人が多い(笑)。でも、全然 相槌を打たないわけにもいかないからある程度 付き合わなきゃいけないんだけど、とにかく人 といるときはずっと喋っていなきゃいけないと いうのは普通の日本人にとっては疲れる。当 然、そういう中で、ある程度自分も行動パター ンを変えなきゃいけないっていうのもあるで しょうね。あとは、この大学は留学生もいるか ら分かると思うけども、日本人同士って言わず もがなで共有している部分が多くて、それは7 割くらいあるかもしれない。でも、外国人との 間で共有しているものは当然もっと小さいか ら、それを仮に3割だとすると、日本人同士だ とコミュニケーションで埋めるべきことはそ の共有していない3割だけだけど、外国人との 場合、共有している部分が3割しかないから、 残りの7割を埋めようとして喋りまくるわけで す。これは、ある種必要なことです。だから、 自分の行動パターンや規範が絶対ではないこと を認識する必要があるとは思うけども、それだ けでは足りなくて、自分が何を考えてどうして そう行動するのかというようなことを発信して いかないといけない。そこはやっぱり余分な努 力、エネルギーがいるわけです。会議なんかで も黙っていると何も考えていないと思われるの で何か必ず言わなければならない。本質的にお しゃべりだということもあるけれども、共有し

ている部分が少ないので明示的に声に出すこと、若しくは書くことによって初めて相手に伝わるという状況にあるわけですよね。日本人同士であれば、言わなくても分かるという部分が大半であるけれども、そういう関係にはないから、そこはやっぱり大変なんです。だから、異文化コミュニケーションというと、多様性を理解する、寛容になるという部分が強調されがちだけれども、それだけでは足りない。それに加えて、常に発信していく。共有されていない部分を埋めていくために余分な努力をしなければならない。そういう意味で結構疲れるというのはあります。それは、でも、長年の努力によってある程度、習性になるかもしれないね。

藤井

野口大使、本日は貴重な機会を頂きましてあ りがとうございました。学生の皆さんもお疲れ 様でした。



宇都宮大学国際学部・国際学部附属多文化公共圏センター共催

11/15 公開講演会

野口元郎 大使「国際刑事裁判と平和」

&UIPJ 公開シンポジウム



基調講演:野口元郎氏 外務省国際司法協力担当大使、最高検察庁検事、

ICC 検察官選任委員会独立専門家、前 ICC 被害者信託基金理事長



第二次世界大戦後のニュルンベルグ、東京裁判以来、半世紀の空白後に設立された旧ユーゴ、ルワンダ国際刑事法廷を経て、1998年に常設の国際刑事裁判所(ICC)が設立されてから20年。カンボジア特別法廷では訴追されたクメール・ルージュ政権幹部5名のうち3名が長引く裁判中に死去しています。グローバル社会が一国主義へと傾倒しつつある現在の国際社会において国際刑事裁判の果たすべき役割とその課題を語って頂きます。

場所:字都宮大学峰ヶ丘講堂 日時:11 月 15 日(金) 14:30~17:00 参加費無料・大学内駐車場利用可

本公開講座は、国際学部専門科目「国際法」および藤井広重研究室所属学生の学びの一環として、また講演会の後半では大学公認サークル宇都宮国際平和と司法研究会(UIPJ)の学生による研究報告の場もかねて開催されますが、他学部や一般の方の参加も歓迎いたします。先着順とし、参加申し込みは必要ありません。峰ヶ丘講堂に直接お越しください。

★UIPJ 公開シンポジウム同時開催

学生研究報告「ロヒンギャの事態における被害者へ の補償とローカル正義」

報告者: 榊原彩加 (国際2年)、アティラ・ナシル (国際2年)、林亮太朗 (国際2年)、松原綾乃 (国際2年)、山田夏菜子 (国際2年)

UIPJ Ameba blog

お問い合わせ:藤井広重(<u>fujiih@cc.utsunomiya-u.ac.jp</u>) *最新の情報につきましては国際学部 HP 等をご確認ください。

